臭気判定士会　2019 年度　第 1 回意見交換会開催報告

5 月 13 日（月）新コスモス電機（株）研修室（浜松町）にて開催された。参加者数は 28 名（非会員 1 名）。テーマは「横浜市における悪臭・においに関する苦情相談について」。講師は横浜市環境創造局大気・音環境課 大気相談担当係長の湯川直樹氏。業務を行っている中で感じているいろいろな面についても言及され臨場感あふれるご講演であった。「行政指導」、この用語は解釈によっては誤解を生む可能性が大きい。目的達成のために自発的に行われるということが理想であり肝要とのことであった。このような想いをもって諸事対処されておられている様子が察せられた。取り締まりは次のような手順で行われている。条例制定→規制運用→指針設定→告示・要項公示→実施。「横浜市における生活環境に関する苦情の状況」が説明された。苦情件数は平成 26～29 年度、2400～2500 件程度である。現地調査等が伴うケースと相談程度のケースはほぼ半分ずつである。悪臭苦情の約 60%は屋外燃焼にともなうものである。飲食店は 7%、畜産農業は 1%とのことで、意外と少ない割合であることがわかった。飲食店苦情については、市が調整役を勤め円満解決をめざして対応しているとのことであった。溶剤臭における事例、香料にともなう事例、屋外燃焼の事例、飲食店における事例等が解説された。飲食店向けや野焼きに関する取組方法などの案内、農業の実情を理解した上でのきめ細かな案内など事業者に配慮した啓蒙活動が行われていることがわかった。規制をもって取り締まるというようなことではなく、お互いに理解しあって環境保全に取り組んでいこうという姿勢で臨まれていることがよくわかった。「横浜市生活環境の保全等に関する条例」での規制基準、評価方法の説明があった。事業所の臭気排出口および敷地境界線での悪臭の指導指針値（X）は臭気指数で表示するものとし、基準の基礎数値に次の要因を加味した数値を上積みする計算方法であった。①事業所立地地域（3 地域）②排出口高さ（4 区分）③排出風量（3 区分）④臭気質（2 種）。臭気質も考慮されている。横浜市のような多業種混在する自治体向けでの合理的な方法の一つであると感じた。　（横浜市伊藤）

会場風景